

地震防災対策基準

目次

- 第1章 総則
 - 第2章 防災体制及び情報伝達
 - 第3章 点検及び整備
 - 第4章 船舶の運航中止及び避難等
 - 第5章 教育、訓練及び広報
-
- 別図1 地震防災対策組織編成表
 - 別図2 地震防災対策組織の要員の職務
 - 別図3 情報の伝達経路
 - 別添1 大分市発着場における旅客避難要領
 - 別添2 大分空港発着場における旅客避難要領
 - 別添3 防災対策実施状況通報機関一覧表
 - 別添4 主要施設の位置図
 - 別添5 航路図

大分第一ホールディング株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合、津波警報若しくは地震に関する情報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

- (1) 大分港～大分空港 旅客定期航路
- (2) 大分港発着 別府湾周遊 旅客不定期航路
- (3) 人の運送をする内航不定期航路事業

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）若しくは津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

- 2 運航管理者（本社の防災対策部長）及び陸上作業責任者（大分空港発着場の防災対策部長）と船長との連絡は、業務用携帯電話又は衛星電話により行う。

（旅客に対する情報の伝達）

第7条 本社及び大分空港発着場の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

- 2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
 - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

（平常時の点検及び整備）

第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

- 2 船長は、発航前に燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
- 3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

（津波警報発令時等の場合の点検及び整備）

第9条 船長は、津波警報若しくは地震に関する情報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出航しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、駐機中の場合は安全を確認し、旅客を下船させたうえ、下記(1)~(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(2)又は(3)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

- (1) 大分港発着場の整備工場へ収容する。
- (2) 概ね大分港沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
- (3) 大分港発着場又は大分空港発着場等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあつては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。
 - イ 津波警報等が発令されていないこと。
 - ロ 海上保安庁による交通規制(入港の制限又は避難の勧告)がなされていないこと。
 - ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。
 - ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であつて、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるとききの避難要領については、別紙(別添1及び2)に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表(別添3)「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ず

るものとする。

- (1) 他の避難船も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更ため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振り回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨索の伸長、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第 15 条 第 10 条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第 16 条 第 11 条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第 15 条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第 1 波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第 17 条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第 5 章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第 18 条 運航管理者は、運航部と協力して、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識（発せられる地震に関する情報の内容及びこ

れに基づきとられる措置の内容を含む)

- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 19 条 管理部総務主任は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

別添 4 主要施設の位置図

別添 5 航路図

附則

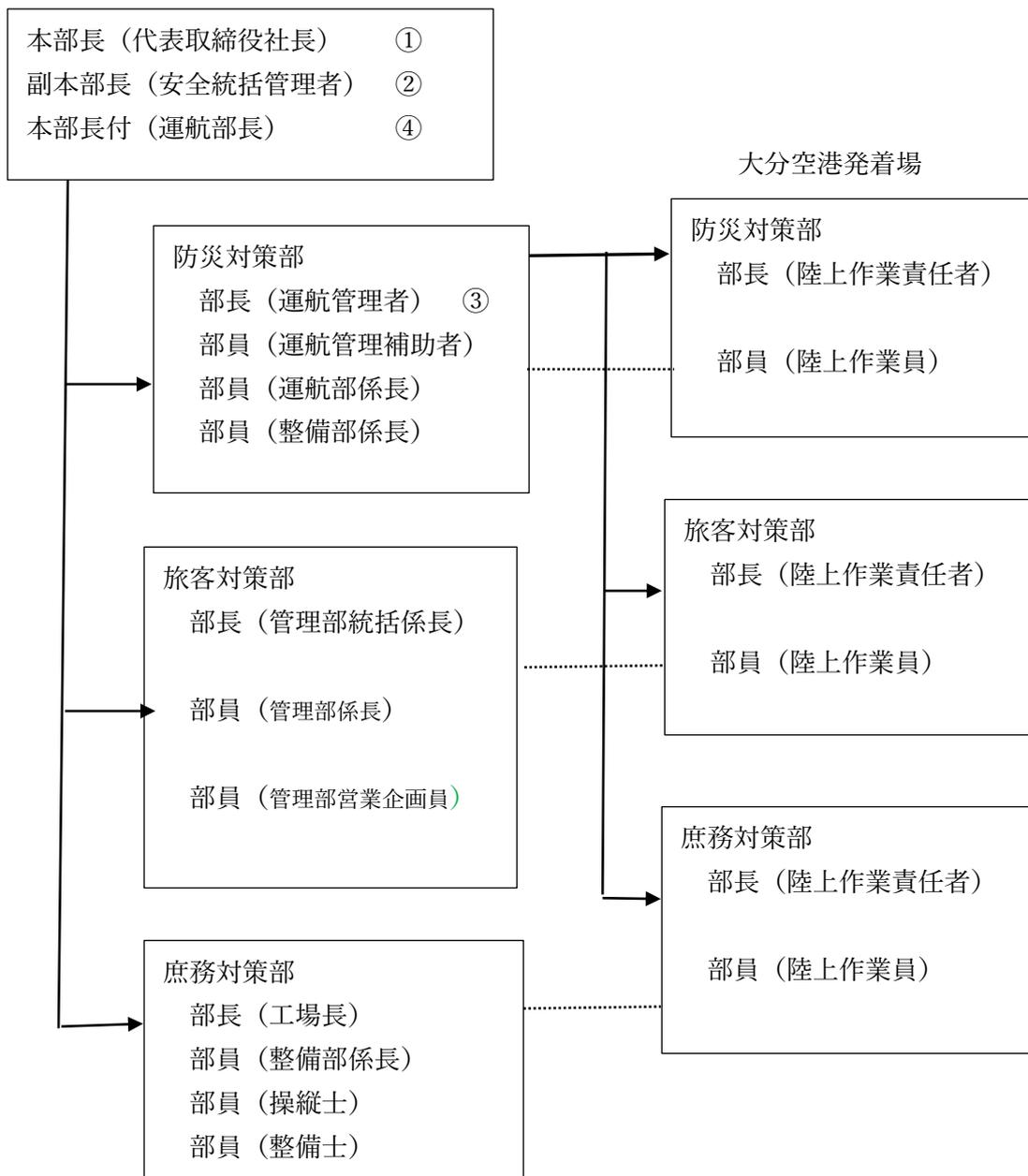
この基準は令和 6 年 1 1 月 2 0 日より実施する。

令和 年 月 日 改訂

地震防災対策組織編成表

地震防災対策本部

本社・大分港発着場



権限委任順位：本部長権限は数字順 各部内及び大分空港発着場での権限は記載段順

地震防災対策組織の要員の職務

1 本社・大分港発着場及び大分空港発着場地震防災対策本部員の職務

職 名	職 務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社、大分空港発着場等での対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりるとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長	<ol style="list-style-type: none"> 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各部員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

大分空港発着場地震防災対策本部員の職務

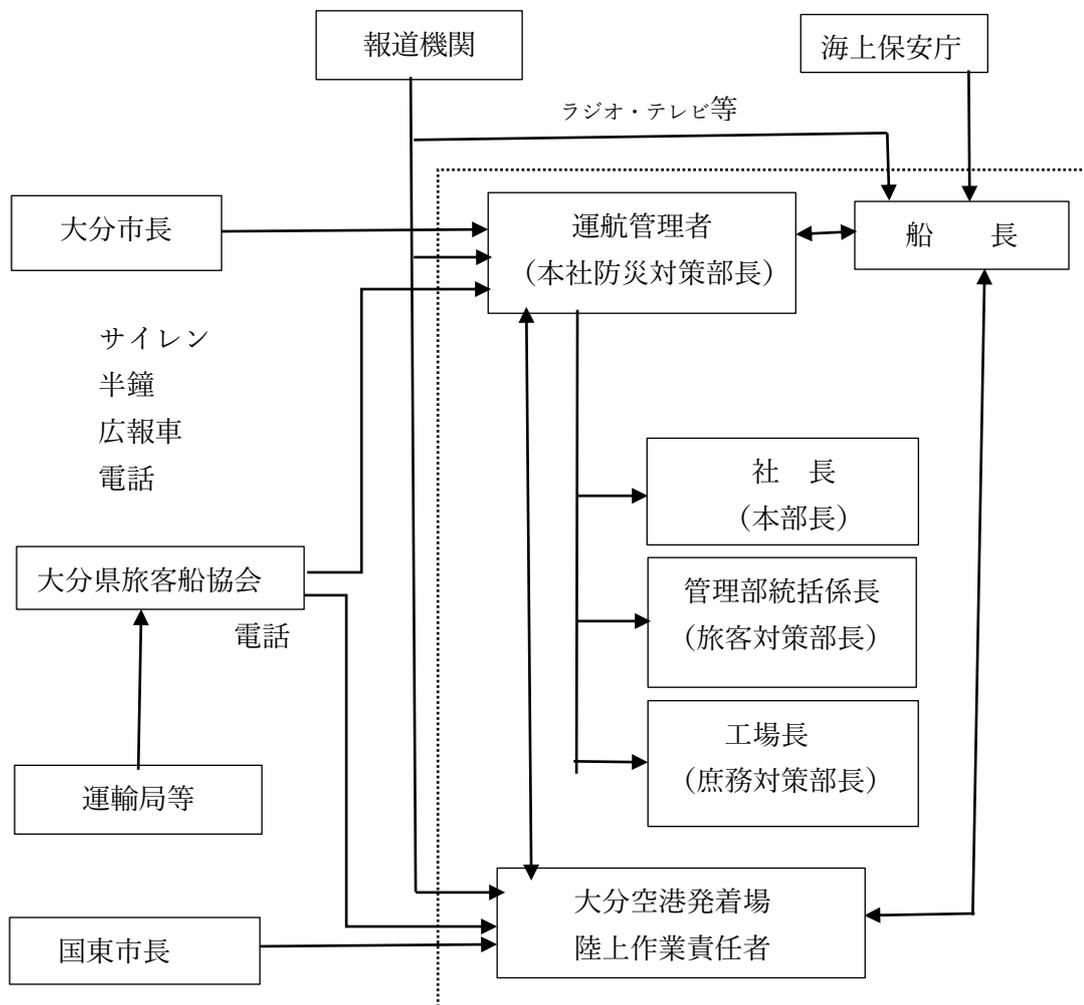
職 名	職 務
防災対策部長	本社防災対策部長の職務のうち、大分空港発着場に係るものを行う。
旅客対策部長	本社旅客対策部長の職務のうち、大分空港発着場に係るものを行う。
庶務対策部長	本社庶務対策部長の職務のうち、大分空港発着場に係るものを行う。
各部員	各部員は、所属部長の命を受け地震防災対策を実施する。

2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は大分空港発着場に集合するものとする。

3 本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震

防災対策組織編成表」(別図1)に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

情報の伝達経路



大分市防災担当窓口： 大分市役所総務部防災局防災危機管理課

電話：097-537-5664

FAX：097-533-0252

国東市防災担当窓口： 国東市役所総務課防災係 電話：0978-72-5160

FAX：0978-72-1822

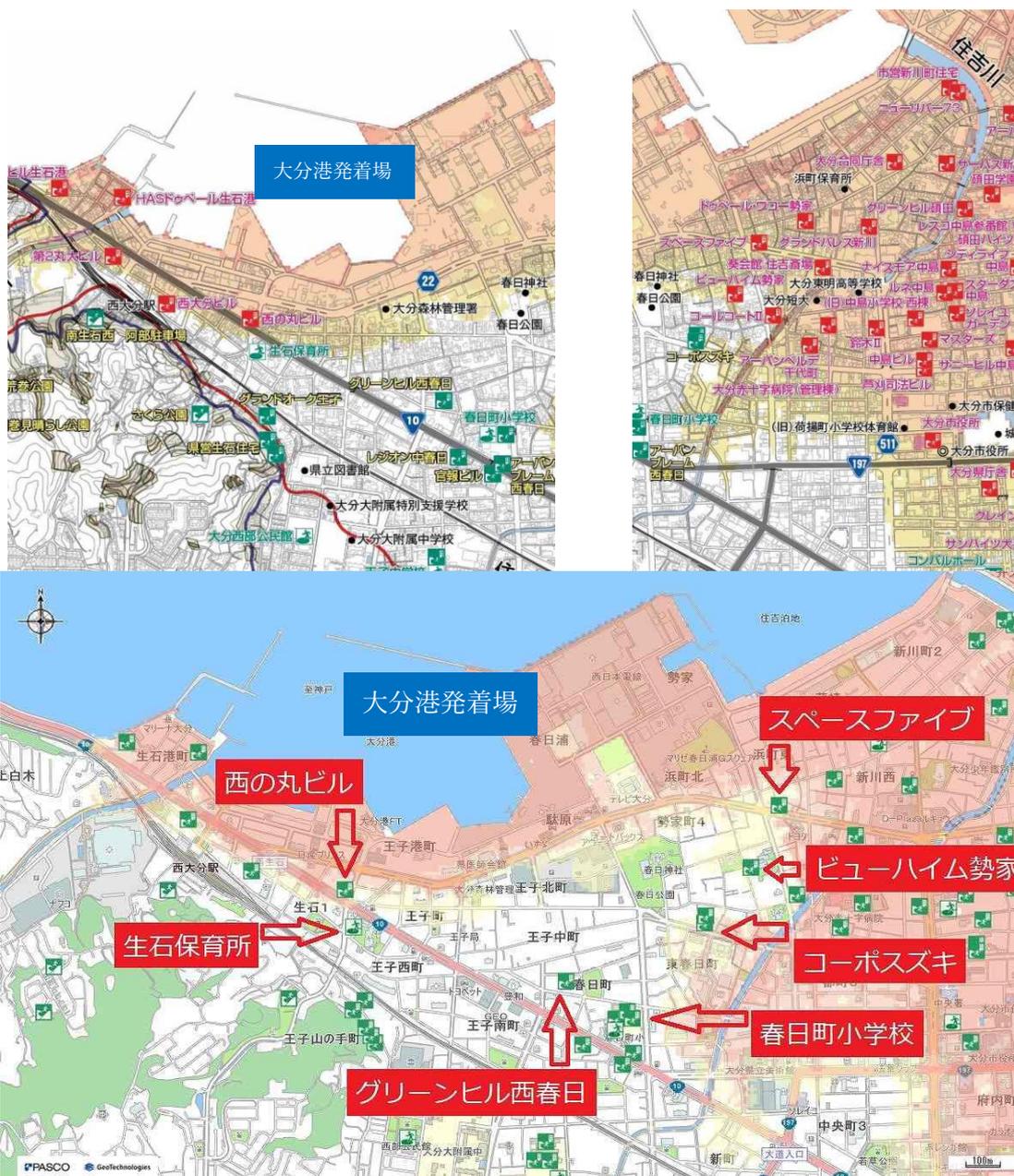
大分県旅客船協会

電話：097-575-2340

大分港発着場における旅客避難要領

第1条 旅客対策部長は、旅客の人数や状況に応じて旅客の避難場所を決定し、部員を適切に配置して旅客を避難場所へ誘導する。

第2条 大分港発着場周辺の避難場所は次の通り。上段2図の赤色表示施設は浸水想定区域内に立地している。



区域	種類	施設名称	発着場からの距離
浸水想定区域内	津波避難ビル	西の丸ビル	1400m 徒歩 20 分
		スペースファイブ	1100m 徒歩 15 分
		ビューハイム勢家	1100m 徒歩 16 分
浸水想定区域外	指定緊急避難場所	生石保育所	1700m 徒歩 24 分
		春日町小学校	1200m 徒歩 17 分
	津波避難ビル	グリーンヒル西春日	1200m 徒歩 17 分
		コーポスズキ	1000m 徒歩 14 分

2 津波避難ビルは想定津波高さを超える高さのビルであり、ビル内において想定津波高さより上層の階に上る必要がある。また、行政による被災支援は指定避難所において実施され、津波避難ビルでは実施されない。

3 県道 22 号線（通称 40m 道路、大在大分港線）より内陸側であれば、想定津波は進入しないものと考えられていることから、大分市としては、津波避難ビルや指定緊急避難場所への避難を絶対に必要とはしておらず、初動としては、県道 22 号線より内陸側への避難が良いとしている。別府湾周辺を震源とする地震津波においては、県道 22 号線より内陸側への避難誘導を原則とする。

4 南海トラフ地震において大分市（豊海五丁目）への 1 m 津波水位の到達予想時間は発災後 87 分、最高津波水位（4.3m）の到達予想時間は発災後 101 分であり、旅客避難には時間的な余裕があると考えられる。従って、指定緊急避難場所への避難誘導を計画する。生石保育所がフェリーターミナルに近いことや施設規模の大きさを勘案して、春日町小学校への避難誘導を原則とする。

5 前 2 項の原則については、状況に応じて固執することなく柔軟に適用すること。

第 3 条 旅客対策部長は旅客の氏名等及び避難先並びに健康状態その他について具体的に把握するように努めること。

第 4 条 旅客対策部員は旅客対策部長の指示に従って旅客の避難と安全確保に最大限の努力をすること。

2 旅客対策部員は、旅客対策部長との連絡を可能な限り維持すること。連絡が取れない状況で実施した判断及び行動については、連絡が取れる状況になった後、遅滞なく報告すること。

第 5 条 旅客対策部以外の社員は、担当業務の許す限り、旅客避難に協力すること。

大分空港発着場における旅客避難要領

第1条 旅客対策部長は、旅客の人数や状況に応じて旅客の避難場所を決定し、大分空港発着場の対策部員を適切に配置して旅客を避難場所へ誘導する。

第2条 大分空港発着場周辺の避難場所は次の通り。二次避難場所とは一次避難場所と津波避難場所の機能を併せ持ち、地震又は津波の後に避難する場所として国東市が定めているもの。



区域	種類	施設名称	収容人数	発着場からの距離
浸水想定区域外	一次避難場所	18区公民館	100名	700m 徒歩 11分
		楓江住宅集会所	20名	1100m 徒歩 16分
		19区公民館	100名	1300m 徒歩 19分
	二次避難場所	安岐体育館	590名	600m 徒歩 9分

2 一次避難所は風水害時の避難場所とされており、本基準においての避難場所としては、二次避難場所である安岐体育館を避難場所とすることを原則とする。

3 前項の原則については、国東市及び関係官庁の指示に応じて固執することなく柔軟に適用すること。

第3条 旅客対策部長は旅客の氏名等及び避難先並びに健康状態その他について具体的に把握するように努めること。

第4条 対策部員は旅客対策部長の指示に従って旅客の避難と安全確保に最大限の努力を
すること。

2 対策部員は、旅客対策部長との連絡を可能な限り維持すること。連絡が取れない状況で
実施した判断及び行動については、連絡が取れる状況になった後、遅滞なく報告すること。

第5条 対策部以外の社員は、担当業務の許す限り、旅客避難に協力すること。

防災対策実施状況通報機関一覧表

第 13 条に基づく船舶避難の連絡先としての官公署連絡先

大分海上保安部	電話・FAX	0 9 7 - 5 2 1 - 0 1 1 4 (警備救難課)
		0 9 7 - 5 2 1 - 0 1 1 5 (警備救難課)
	代表電話	0 9 7 - 5 2 1 - 0 1 1 2 (管理課)
	電子メール	jcg7oitakanri1-2d3x@mlit.go.jp
大分運輸支局 (運航労務監理官)	電話	0 9 7 - 5 0 3 - 2 0 1 1 (海事部門)
	FAX	0 9 7 - 5 0 3 - 2 0 1 2 (海事部門)
	官用携帯電話	0 9 0 - 7 5 8 1 - 7 0 4 3
大分県警察	大分中央署	電話 0 9 7 - 5 3 3 - 2 1 3 1
	国東署	電話 0 9 7 8 - 7 2 - 2 1 3 1
消防・救急	大分市 中央消防署	電話 0 9 7 - 5 3 2 - 2 1 0 8
		FAX 0 9 7 - 5 3 7 - 1 0 4 6
		0 9 7 - 5 3 8 - 5 4 2 7 (西大分出張所)
	国東市 消防署南分署	電話 0 9 7 8 - 6 8 - 1 2 1 1
		FAX 0 9 7 8 - 6 8 - 1 1 6 8

参考

大分市防災担当窓口： 大分市役所総務部防災局防災危機管理課

電話：0 9 7 - 5 3 7 - 5 6 6 4

FAX：0 9 7 - 5 3 3 - 0 2 5 2

国東市防災担当窓口： 国東市役所総務課防災係

電話：0 9 7 8 - 7 2 - 5 1 6 0

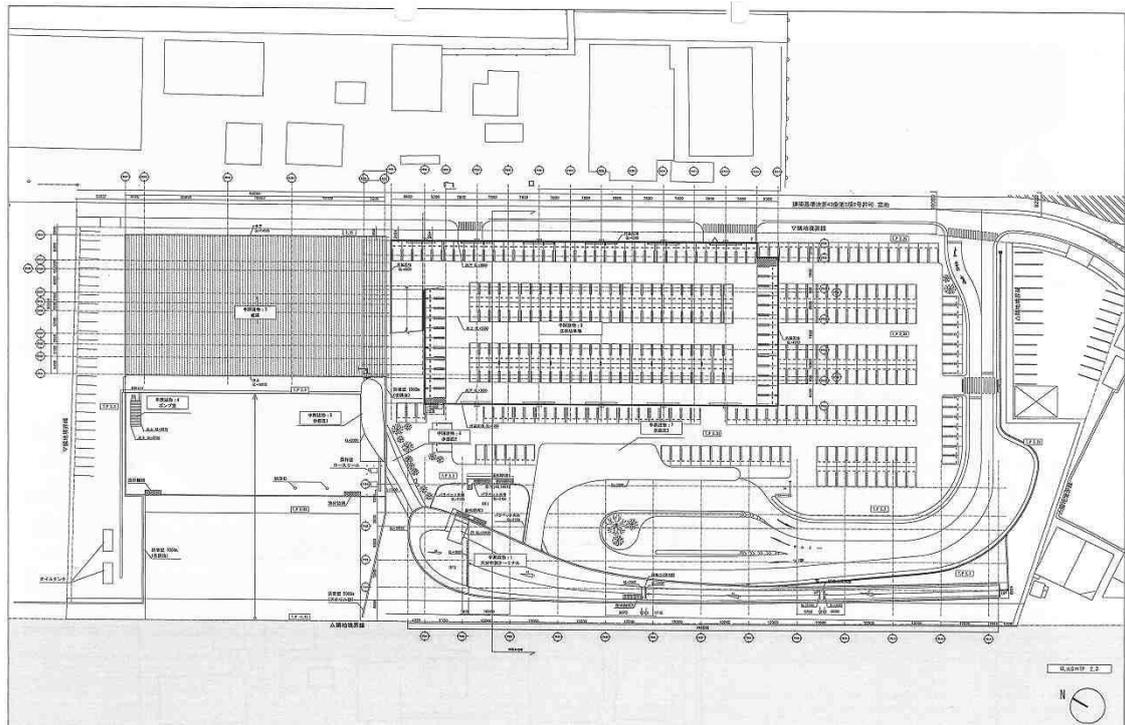
FAX：0 9 7 8 - 7 2 - 1 8 2 2

主要施設の位置図

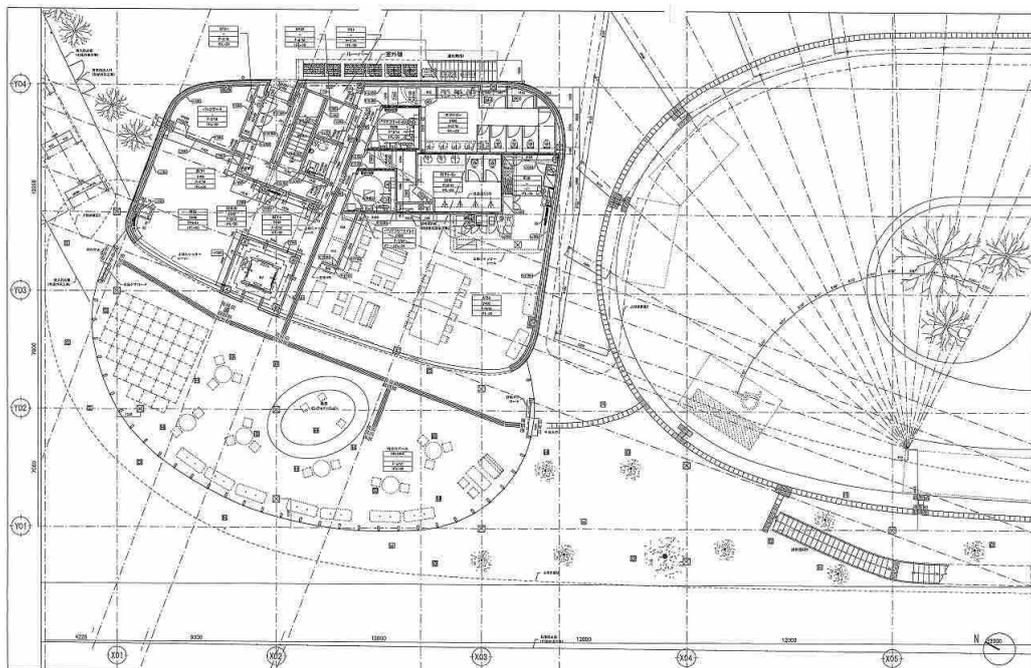
大分港（西大分泊地）



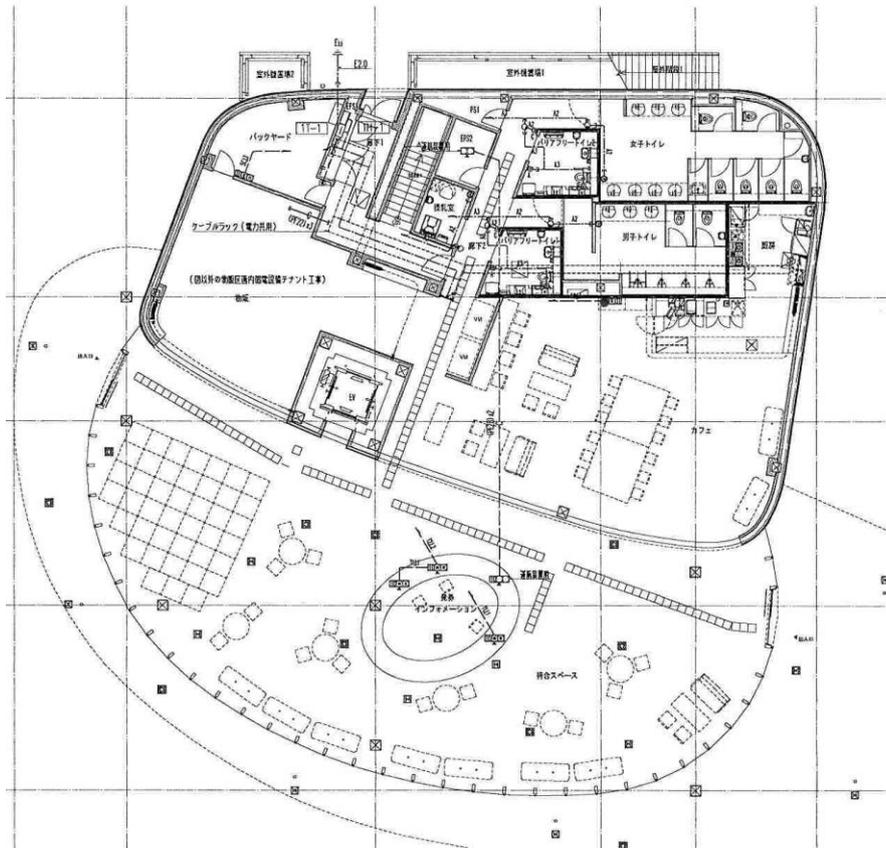
大分港発着場



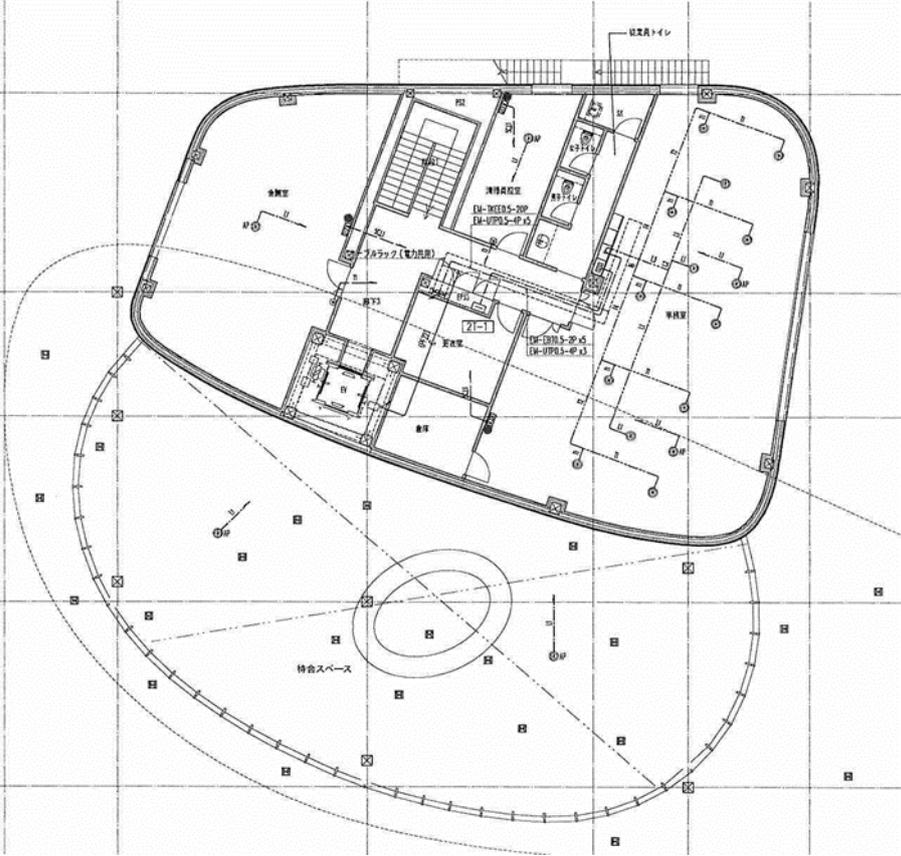
大分港発着場旅客用建物



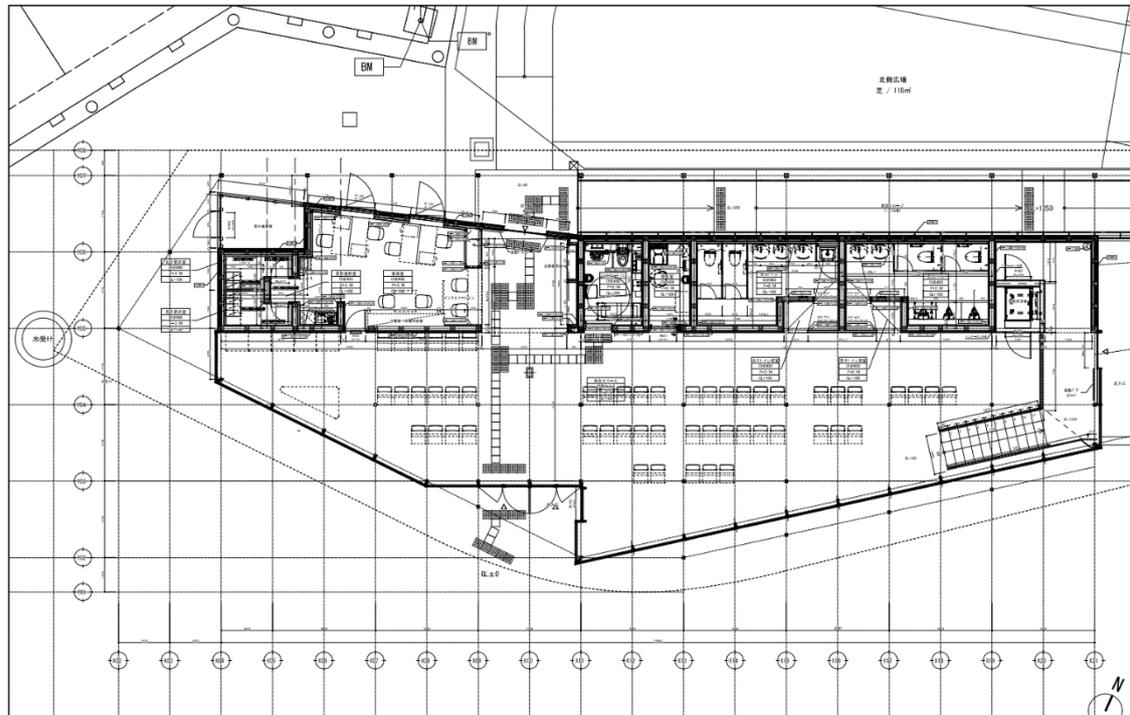
大分港発着場屋内一階



大分港発着場屋内二階



大分空港発着場屋内



航路図

基準経路（南航： 大分空港発、大分港行）

	変針点 位置	距離 海里・m	針路	所要 時間	速力	機関 回転数
起点	大分空港発着場（浮揚開始）					
	大分空港陸上玄関口南方 概位 33-28.60N 131-44.00E	0.30nm (550m)	陸走路 <VAR.>	2.0 分	VAR	1400~ 1500 rpm
⑤	大分空港斜路口中央					
	大分空港斜路口海岸線中央部 概位 33-28.27N 131-44.05E	0.35nm (648m)	<186>	1.0 分	20kt	1800 rpm
④	大分空港滑走路南西端西沖					
	南西端から <270> 0.05nm(95m) 概位 33-27.90N 131-44.00E	3.7nm (6852m)	<176>	5.6 分	40kt	1800 rpm
③	白石鼻沖					
	白石鼻灯台から<090> 2.1nm 概位 33-24.12N 131-44.33E	10.0nm (18520m)	<230>	15.0 分	40kt	1800 rpm
②	旧別府湾4号灯浮標位置					
	大分港西大分地区東防波堤灯台か ら<000> 2.7nm 概位 33-17.80N 131-35.19E	2.7nm (5000m)	<180>	4.6 分	35kt	1800 rpm
①	大分港西大分泊地防波堤					
	西大分泊地出入口 概位 33-15.08N 131-35.19E	0.25nm (463m)	<VAR.>	1.2 分	12kt	1800 rpm
(FF)	大分港斜路軸線					
	西大分泊地内 概位 33-14.91N 131-35.41E	0.15nm (278m)	<VAR.>	1分	VAR	1800 rpm
終点	大分港発着場（着地）					
	大分港西大分泊地東岸 概位 33-14.98N 131-35.57E					
合計		17.45nm (32311m)		30.4 分	34.4 kt	

VAR. : Variously（状況に合わせて適宜） 速力調整手段：推進プロペラ可変翼角

終点斜路登攀時の速力は、潮汐や自重さらに風向風速その他に合わせて調節すること。

大分空港陸走路は、自重や風向風速その他を考慮して十分な微速で徐行すること。

基準経路（北航： 大分港発、大分空港行）

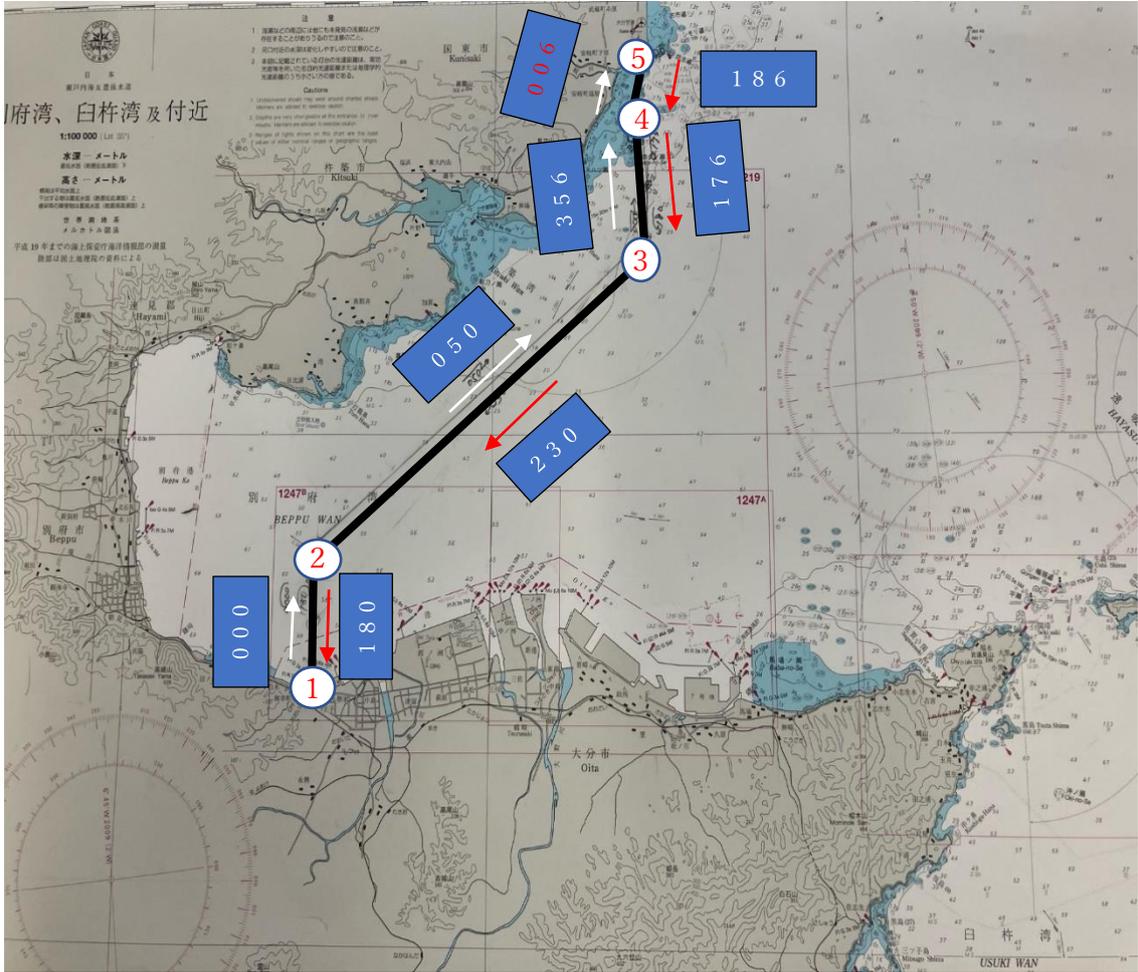
	変針点 位置	距離 海里・m	針路	所要 時間	速力	機関 回転数
起点	大分港発着場（浮揚開始）					
	大分港西大分泊地東岸 概位 33-14.98N 131-35.57E	0.15nm (278m)	<VAR.>	1.0 分	VAR	1800 rpm
(FF)	大分港斜路軸線					
	西大分泊地内 概位 33-14.91N 131-35.41E	0.25nm (463m)	<VAR.>	1.2 分	12kt	1800 rpm
①	大分港西大分泊地防波堤					
	西大分泊地出入口 概位 33-15.08N 131-35.19E	2.7nm (5000m)	<000>	4.0 分	40kt	1800 rpm
②	旧別府湾4号灯浮標位置					
	大分港西大分地区東防波堤灯台か ら<000> 2.7nm 概位 33-17.80N 131-35.19E	10.0nm (18520m)	<050>	15.0 分	40kt	1800 rpm
③	白石鼻沖					
	白石鼻灯台から<090> 2.1nm 概位 33-24.12N 131-44.33E	3.7nm (6852m)	<356>	6.3 分	35kt	1800 rpm
④	大分空港滑走路南西端西沖					
	南西端から <270> 0.05nm(95m) 概位置 33-27.90N 131-44.00E	0.35nm (648m)	<006>	1.4 分	15kt	1800 rpm
⑤	大分空港斜路口中央					
	大分空港斜路口海岸線中央部 33-28.27N 131-44.05E	0.30nm (630m)	陸走路 <VAR.>	2.0 分	VAR	1400~ 1500 rpm
終点	大分空港発着場（着地）					
	大分空港陸上玄関口南方 概位 33-28.60N 131-44.00E					
合計		17.45nm (32391m)		30.9 分	33.9 kt	

VAR. : Variously（状況に合わせて適宜） 速力調整手段：推進プロペラ可変翼角

終点斜路登攀時の速力は、潮汐や自重さらに風向風速その他に合わせて調節すること。

大分空港陸走路は、自重や風向風速その他を考慮して十分な微速で徐行すること。

運航基準図 (大分港~大分空港)



運航基準図分図
(大分港付近)

(大分空港付近)



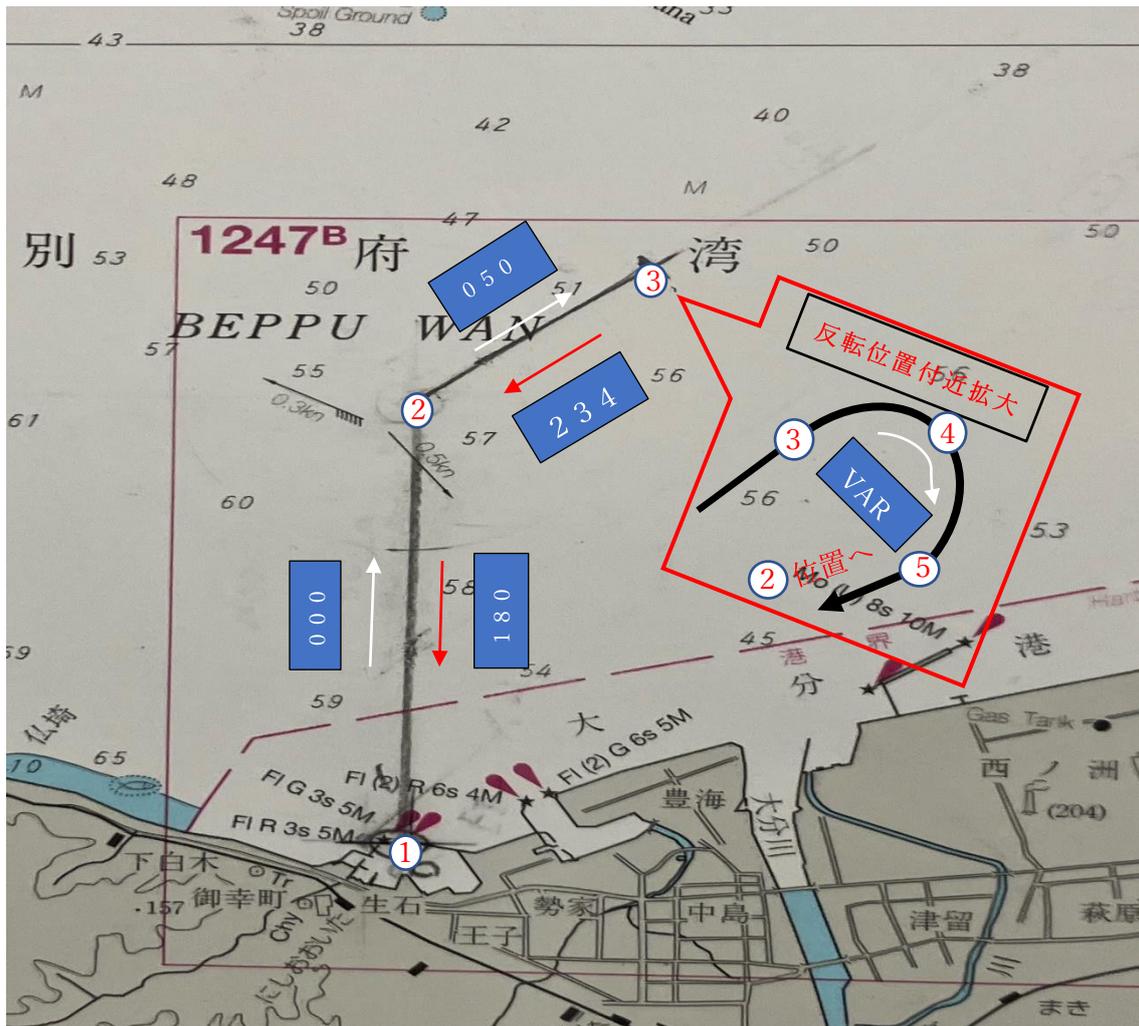
基準経路（大分港発着、別府湾周遊）

	変針点 位置	距離 海里・m	針路	所要 時間	速力	機関 回転数
起点	大分港発着場（浮揚開始）					
	大分港西大分泊地東岸 33-14.98N 131-35.57E 概位	0.15nm (278m)	<VAR>	1分	VAR	1800 Rpm
(FF)	大分港斜路軸線					
	西大分泊地内 33-14.91N 131-35.41E 概位	0.25nm (463m)	<VAR>	1分	12Ks	1800 rpm
①	大分港西大分泊地防波堤					
	西大分泊地出入口 33-15.08N 131-35.19E 概位	2.7nm (5000m)	<000>	8分	20Ks	1800 rpm
②	旧別府湾4号灯浮標位置					
	大分港西大分地区東防波堤灯台 から<000>2.7nm 33-17.80N 131-35.19E 概位	1.24nm (2304m)	<050>	4分	20Ks	1800 rpm
③	別府湾反転位置					
	灯籠鼻から<163>2.4nm 33-18.6N 131-36.4E 概位	0.13nm (241m)	<VAR>	1分	20ks	1800 rpm
④	別府湾反転位置付近					
	灯籠鼻から<163>2.5nm 33-18.6N 131-36.46E 概位					
⑤	別府湾反転位置付近					
	灯籠鼻から<165>2.5nm 33-18.55N 131-36.46E 概位	1.28nm <2363m>	<234>	4分	20Ks	1800 rpm
②	旧別府湾4号灯浮標位置					
	大分港西大分地区東防波堤灯台 から<000>2.7nm 33-17.80N 131-35.19E 概位	2.7nm <5000m>	<000>	8 分	20Ks	1800 rpm
①	大分港西大分泊地防波堤					
	西大分泊地出入口 33-15.08N 131-35.19E 概位	0.25nm (463m)	<VAR>	1分	12Ks	1800 rpm
(FF)	大分港斜路軸線					
	西大分泊地内 33-14.91N 131-35.41E 概位	0.15nm (278m)	<VAR>	1分	VAR	1800 rpm
終点	大分港発着場（浮揚停止）					

	大分港西大分泊地東岸 33-14,98N 131-35.57E 概位				
合計		8.85nm <16390m>		29分	18.31 Ks

VAR:Various (状況に合わせて適宜) 速力調整手段:推進プロペラ可変翼角
 終点斜路登攀時の速力は、潮汐や自重さらに風向風速その他に合わせて調整すること。

運航基準図 (大分港発着、別府湾周遊)



大分港付近拡大図は大分港～大分空港運航基準図の①付近拡大図参照

基準経路 (大分空港発着、大分空港周辺周遊)

	変針点 位置	距離 海里・m	針路	所要 時間	速力	機関 回転数
起点	大分空港発着場 (浮揚開始)					
	大分空港陸上玄関口南方 33-28.60N 131-44.00E 概位	0.30nm (550m)	<VAR>	5分	VAR	1200 rpm
(FF)	大分空港斜路口中央					
	大分空港斜路口海岸線中央部 33-28.27N 131-44.05E 概位	0.35nm (648m)	<VAR>	1分	20Ks	1800 rpm
①	大分空港滑走路南西端西沖					
	南西端から <270> 0.05nm(100m) 33-27.90N 131-44.00E 概位	2.0nm (3704m)	<176>	4分	20Ks ↓ 40Ks	1800 rpm
②	旋回位置 (八の字旋回)					
	南西端から <176> 2.0nm 33-25.90N 131-44.20E 概位	1.8nm (3333m)	<176>	4分	40Ks ↓ 30Ks ↓ 0Ks	1800 rpm ↓ 750 rpm
③	大分空港反転位置					
	白石鼻から <098> 1.9nm 33-24.12N 131-44.33E 概位	1.8nm (3333m)	<356>	4分	0Ks ↓ 40Ks	750 rpm ↓ 1800 rpm
②	旋回位置 (一点旋回)					
	反転位置から <356> 2.0nm 33-25.90N 131-44.20E 概位	2.00nm (3704m)	<356>	4分	40Ks ↓ 10Ks ↓ 40ks ↓ 20ks	1800 rpm
①	大分空港滑走路南西端西沖					
	南西端から <270> 0.05nm 33-25.80N 131-43.60E 概位	0.35nm (648m)	VAR	2分	20ks ↓ 12ks	1800 rpm
(FF)	大分空港斜路口中央					
	大分空港斜路口海岸線中央部 33-28.27N 131-44.05E 概位	0.30nm (550m)	VAR	5分	VAR	1200 rpm
終点	大分空港発着場 (浮揚停止)					
	大分空港陸上玄関口南方 33-28.60N 131-44.00E 概位					
合計		8.9nm (16470m)		30分		

VAR:Various (状況に合わせて適宜) 速力調整手段:推進プロペラ可変翼角

終点斜路登攀時の速力は、潮汐や自重さらに風向風速その他に合わせて調整すること。

運航基準図 (大分空港)



起点・終点

FF

1

<356>

<176>

旋回位置 (一点旋回)

- ③(反転位置) から1.8nm 地点
 - ②の 33-25.90N 131-44.20E
- で一点旋回を行う
その後<356>で
大分空港滑走路南西端西沖へ

旋回位置 (八の字旋回)

- ①(南西端) から2.0nm 地点
 - ②の 33-25.90N 131-44.20E
- で半径100mの八の字旋回を行う
その後<176>で
③の反転位置へ向かう

大分空港反転位置

- ③の反転位置で180°旋回
- その後ポーティングモードへ移行
その後浮上して<356>で②へ向かう

3

2

1